

# トラブル急増中! 悪質な訪問販売等にご注意!!

消防署が、直接“住宅用火災警報器等”を訪問販売することはありません。  
また、特定の業者に商品をあっせんしたり、販売を依頼することはありません。



購入でのトラブルは、生活環境課(☎49-3111 内線347)にご相談ください。  
住宅用火災警報器、住宅用消火器等はクーリング・オフ対象商品です。

購入の際には、この「鑑定マーク」を目安にしてください。



日本の法令に適合することを日本消防検定協会が保証するものには「鑑定マーク(NSマーク)」が付いています。

※マークの付いている場所は機種により異なります。

機器購入に関するお問い合わせはこちらに

住宅防火対策推進協議会

<http://www.jubo.go.jp/index2.html>

ホームページにある販売店リストをご覧ください。

住宅用火災警報器に関するご質問などは、「住宅用火災警報器相談室」へお気軽にご相談ください。

**0120-565-911**

受付時間：月曜から金曜までの午前9時から午後5時  
(12時から1時を除く) (土、日及び祝日休み)

ご相談は

大館市消防署 予防係

**☎43-4151**

## 住宅用火災警報器とはどんなもの?

住宅火災の発生を早期に感知して警報する警報器・設備で、次のいずれかを設置することとされています。

### ●住宅用火災警報器

→感知部と警報部などが一体となった単体タイプの警報器で、火災を感知した火災警報器だけが警報音や音声で知らせます。

### ●住宅用自動火災報知設備

→感知器、受信機、中継器などから構成されるシステムタイプの警報設備です。

### 〈火災警報器の種類〉

#### ○煙式警報器

→煙を感知して、火災の発生を警告音や音声で知らせるもので、一般的にはこれを設置します(すべての場所に設置できます)。



煙式警報器

#### ○熱式警報器

→熱を感知して、火災の発生を警告音や音声で知らせるもので、日常的に煙や蒸気の多い台所に向いています。



熱式警報器

※火災とガス漏れを両方検知できる複合タイプもあります。

### どこで購入できるの?

防災設備会社、ホームセンター、電気用品店、警備会社などで購入することができます。